

農政第568号  
監第148号  
令和2年5月15日

一般社団法人石川県建設業協会  
会長 小倉 淳 様

農林水産部長



土木部長



建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）の試行について（通知）

標記の件について、公共工事における施工時期の平準化を図るため、下記のとおり余裕期間制度（フレックス方式）の試行を実施しますので、貴協会の会員各位にご周知頂きますようお願いいたします。

記

1. 試行内容  
別添「建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領」を参照
2. 適用開始日  
令和2年6月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用



# 柔軟な工期設定（余裕期間制度）

## 1. 余裕期間制度の概要

- 建設業は就業者数が減少しており、**限られた人材等を有効に活用**するため、実工期に受注者が資機材や建設労働者などを確保するための**余裕期間**を加えて発注し、受注者側の観点から**施工時期の平準化**を図る。

### ○ 余裕期間制度

全体工期の中で、受注者が工事の**着工及び完成日**を任意で**選択**



	余裕期間制度	通常工事
工期の設定 (発注時)	余裕期間 + 準備期間 + 施工日数 + 後片付け期間	準備期間 + 施工日数 + 後片付け期間
技術者の配置	余裕期間内の技術者の配置は不要	工期の間は配置が必要
着工日	受注者が契約締結の日から 3ヶ月以内で選択	契約締結の日から7日以内
完成日	受注者が全体工期内で選択	入札公告に示したとおり

## 2. 対象工事 ※災害復旧工事は対象外

- 供用開始や関連工事等に影響がない工事
- 当該年度及び翌債等で承認された期日を超えない工事

## 建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、石川県が発注する建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が着工及び完成日を設定することができる余裕期間制度（以下「フレックス方式」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （用語の定義）

第2条 この要領で使用する用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）余 裕 期 間：受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日から着工日の前日までをいう。
- （2）実 工 期：実際に工事を施工するための期間で、着工日から完成日まで（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む。）をいう。
- （3）全 体 工 期：余裕期間と実工期とを合計した期間をいう。

### （対象工事）

第3条 フレックス方式の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当する工事であつ、出先機関の長（本庁においては、主務課長）が必要と認める工事とする。ただし、設計変更または工事の中止による工期の大幅な変更等が予想される工事、緊急性のある工事その他フレックス方式によることが適当でないと認める工事については、この限りでない。

- （1）供用開始や関連工事等に影響を及ぼさない工事であること。
- （2）当該年度及び翌債等で承認された期日を超えない工事であること。

### （工事の着工及び完成日）

第4条 工事の着工日は、契約締結日から起算して3ヶ月以内とする。ただし、現場条件等により、3ヶ月を超える余裕期間を設定する必要がある場合は、発注者はその理由を整理のうえ設定することができる。

- 2 発注者は、着工及び完成日の期限をあらかじめ定め、入札公告等に明示することとする。
- 3 受注者は、契約締結日から着工日の期限までの間で、休日（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く任意の日を着工日として設定することとする。
- 4 受注者は、完成日の期限までの間で、休日を除く任意の日を完成日として設定することとする。
- 5 第3項及び前項の規定により受注者が定めた着工及び完成日を建設工事請負契約書に記載することとする。
- 6 受注者は、契約締結後であっても、工事の着工前であれば第3項及び第4項の規定の範囲内で着工及び完成日を変更することができる。
- 7 受注者は、着工後において、工事内容の変更がある等、特段の事由により実工期が変更となる場合は、発注者と協議のうえ、受注者が設定した完成日を変更することができる。

(着工前の取扱い)

第5条 受注者は、余裕期間の間は、工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物や現場事務所の設置等の準備工を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配（以下「準備等」という。）は、この限りでない。

2 余裕期間の間に行う前項の準備等は、受注者の責任において行うこととする。

3 受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任（監理）技術者の配置を要しない。

(契約関係の取扱い)

第6条 フレックス方式を実施する場合における発注者と受注者の契約関係の取扱いについては、次の各号のとおりとする。

(1) 受注者は、着工日までに施工計画書を発注者に提出することとする。

(2) 受注者は、契約時に現場代理人及び主任技術者選任届を提出することとする。

(3) 一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録する工期及び技術者の従事期間については、着工及び完成日を登録することとする。

(4) 受注者は契約締結後10日以内にCORINSに登録することとする。

(5) 契約保証の期間は、契約締結日を含み完成日までとする。

(アンケート調査の実施)

第7条 受注者は、別に定めるアンケート調査に回答し、工事完了後、速やかに発注者に提出することとする。

(経費の負担)

第8条 フレックス方式を適用することにより増加する費用は、受注者の負担とする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、発注者が必要に応じて別に定めることとする。

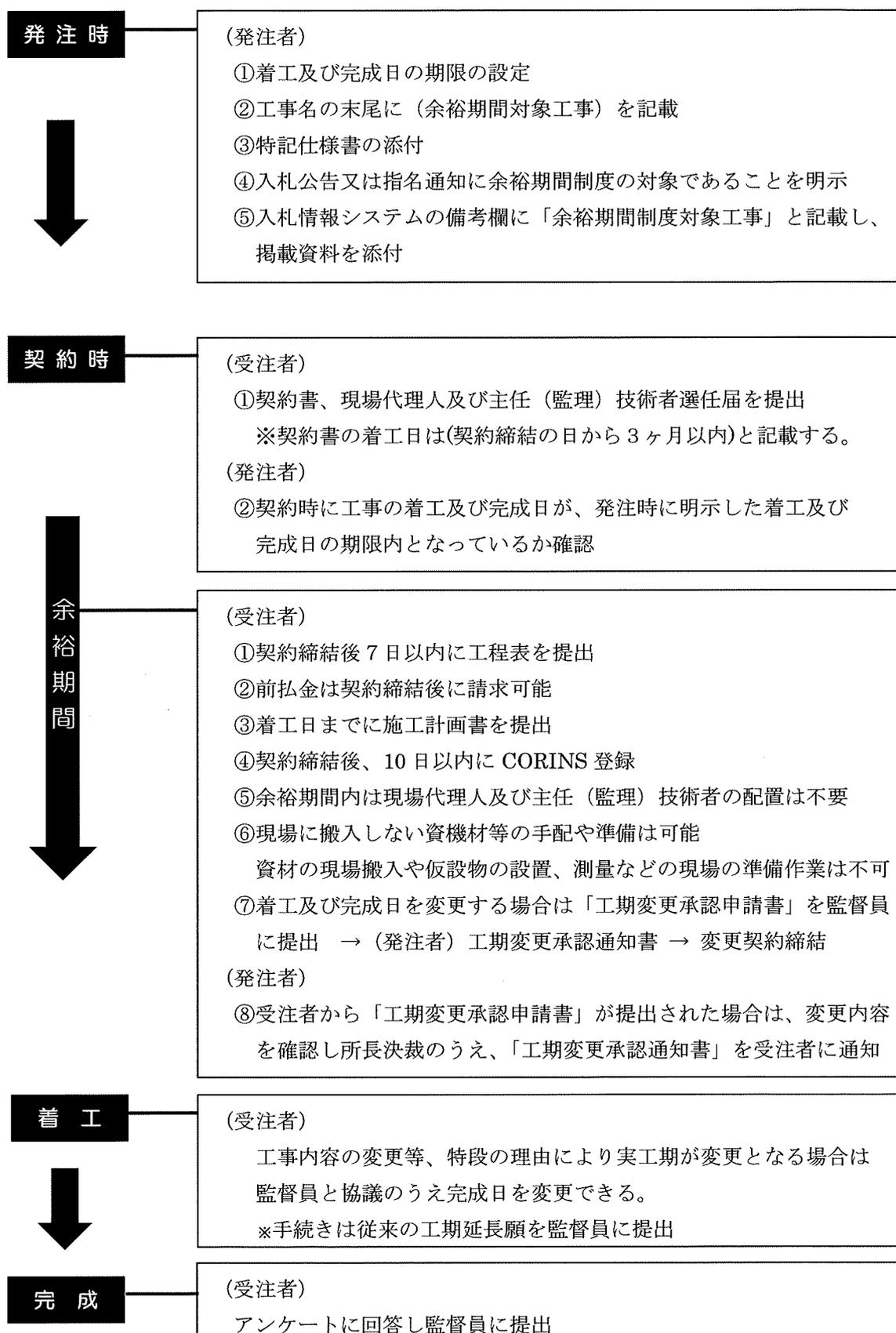
附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

【参 考】 余裕期間制度（フレックス方式） 試行工事に係る留意事項

区 分	余裕期間制度（フレックス方式）
①設計書工事名	工事名の末尾に（余裕期間対象工事）と記載
②特記仕様書	特記仕様書を添付
③入札情報システム	備考欄に「余裕期間制度対象工事」と記載し、掲載資料を添付
④契約書	工期は受注者が任意で設定した着工及び完成日を記載する。
⑤余裕期間	着工日の前日まで、現場代理人及び主任（監理）技術者の配置は不要 現場に搬入しない資機材等の手配や準備は可能 資材の現場搬入や仮設物の設置、測量や工事着手は不可
⑥工程表	契約締結後7日以内に提出
⑦現場代理人等選任届	契約時に提出
⑧前払金の請求	契約締結後に請求可能
⑨施工計画書	着工日までに提出
⑩CORINS登録	工事の契約締結後、10日以内（休日除く）に登録
⑪契約保証期間	契約締結日を含み完成日まで

【参考】余裕期間制度（フレックス方式）試行工事に係る契約事務手続き



## 特記仕様書

### ○余裕期間制度対象工事

- 1 本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の着手及び完成日を設定することができる工事であり、余裕期間制度（フレックス方式）試行要領に基づき実施するものとする。
- 2 受注者は、契約締結日から着工日の期限までの間で、休日を除く任意の日を着工日として設定することができる。
- 3 受注者は、完成日の期限までの間で、休日を除く任意の日を完成日として設定することができる。
- 4 工期は受注者が任意で設定した着工及び完成日を記載する。
- 5 受注者は、契約時に現場代理人及び主任技術者選任届を発注者に提出しなければならない。
- 6 受注者は、着工日までの余裕期間内に工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物や現場事務所の設置等の準備工を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配は、この限りでない。
- 7 受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任（監理）技術者の配置を要しない。
- 8 受注者は、着工日までに施工計画書を提出するものとする。
- 9 余裕期間制度の適用により増加する費用は、受注者の負担とする。
- 10 その他、この特記仕様書に定めのないことについては、余裕期間制度（フレックス方式）試行要領によるものとする。

（着工日の期限） 契約締結日から起算して3ヶ月以内

（完成日の期限） 令和〇年〇月〇日

## 入札情報システム掲載資料

### 余裕期間制度（フレックス方式）試行対象工事について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の着手及び完成日を設定することができる余裕期間制度の試行対象工事である。

工事の実施にあたっては、余裕期間制度（フレックス方式）試行要領及び特記仕様書によるものとする。

## 入札公告

完成期日 本工事は余裕期間制度（フレックス方式）対象工事のため、受注者は次に記載した工事の着工及び完成日の期限の間で、工事の着工及び完成日を設定すること。

着工日の期限：契約締結日から起算して3ヶ月以内

完成日の期限：令和〇年〇月〇日

工事の実施にあたり、この公告に記載のないことについては、余裕期間制度（フレックス方式）試行要領及び特記仕様書によるものとする。

## 建設工事請負契約書

### 建設工事請負契約書

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 着工 令和 年 月 日 (契約締結の日から3ヶ月以内)  
完成 令和 年 月 日
- 4 請負代金額 ¥ \_\_\_\_\_.-  
うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額 ¥ \_\_\_\_\_.-
- 5 請負代金の支払  
前払金額 ¥ \_\_\_\_\_.-以内  
中間前払金額 ¥ \_\_\_\_\_.-以内  
部分払回数 \_\_\_\_\_回以内
- 6 契約保証金額
- 7 分別解体等の方法等 別紙のとおり

(様式1)

令和 年 月 日

〇〇事務所長 様

住 所

商号または名称

代表者名

印

### 工期変更承認申請書

下記工事について、工期を変更したいので申請します。

工 事 名	〇〇工事 (余裕期間対象工事)	
工 事 場 所	〇〇市〇〇町 地内	
契 約 日	令和〇年〇月〇日	
着工日の期限	令和〇年〇月〇日 (契約日から起算して3ヶ月以内)	
完成日の期限	令和〇年〇月〇日	
変更前 工 期	着工日	令和〇年〇月〇日
	完成日	令和〇年〇月〇日
変更後 工 期	着工日	令和〇年〇月〇日
	完成日	令和〇年〇月〇日
変 更 理 由		

(様式2)

第 号  
令和 年 月 日

(受注者)

〇〇〇〇 様

〇〇事務所長 印

## 工期変更承認通知書

工期変更承認申請について、下記の条件を付して承認します。

### 記

- 1 工事名 〇〇工事 (余裕期間対象工事)
- 2 工期 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで  
(変更後)
- 3 その他条件
  - ・着工日の前日までの間は、工事の施工（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物や現場事務所の設置等）を行ってはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備はできるものとする。
  - ・速やかに変更契約を締結すること。

## 余裕期間制度（フレックス方式） Q & A

Q1 余裕期間制度（フレックス方式）とはどのようなものですか。

A1 余裕期間制度（フレックス方式）は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を目的として試行している契約方式です。通常、発注者が示す工期は、準備期間及び施工日数、後片付け期間の合計で算定していますが、フレックス方式では、これに余裕期間を加えて全体工期を設定しています。受注者は発注者が定める着工及び完成日の期限までの間で、工事の着工及び完成日を任意で設定します。

○余裕期間制度（フレックス方式）と通常工事の主な違い

	余裕期間制度	通常工事
工期の設定 (発注時)	余裕期間+準備期間+施工日数 +後片付け期間	準備期間+施工日数 +後片付け期間
技術者の配置	余裕期間内の技術者の配置は不要	工期の間は配置が必要
着工日	受注者が契約締結の日から 3ヶ月以内で選択	契約締結の日から7日以内
完成日	受注者が全体工期内で選択	入札公告に示したとおり

○余裕期間制度（フレックス方式）イメージ図

受注者は、発注者が明示した着工及び完成日の期限内で工事の着工及び完成日を任意で設定することができます。



Q 2 余裕期間制度の試行工事で、余裕期間を取らないことはできますか。

A 2 着工日は、受注者が余裕期間内で任意に選定できますので、余裕期間を取らない着工日を設定することも可能です。

Q 3 契約保証の期間は契約締結日から対象になりますか。

A 3 契約保証の期間は着工日に関係なく、通常の工事と同様に契約締結日を含み対象となります。

Q 4 契約締結後に着工日を変更することはできますか。

A 4 工事の着工前であれば変更は可能です。契約工期を変更することになりますので、監督員と協議のうえ、着工日の期限までの間で改めて着工日を選定し、「工期変更承認申請書」（様式1）を提出して下さい。

Q 5 配置予定技術者を着工日から配置することができなくなった場合、技術者の変更はできるのですか。

A 5 一般競争入札において、配置予定技術者として申請した人物を配置することが原則です。しかし、病休、死亡及び退職等極めて特殊な場合であって、発注者が承認したときにおいては、この限りではありません。

Q 6 余裕期間内は、現場での測量もできないのですか。

A 6 余裕期間内は、資機材の搬入や仮設物の設置等の現場での準備作業ができません。したがって、現場における工事の準備行為である測量についても、行うことはできません。

Q 7 余裕期間内は、下見等のための現場への立入りもできないのですか。

A 7 工事の準備行為に当たらない現場の下見や電話、水道事業者等の関係機関、地元住民との協議のための立入については可能です。

Q 8 余裕期間内に前払金の請求はできますかですか。

A 8 通常の工事と同様に契約締結後から請求ができます。

Q9 配置予定技術者が、他の工事に従事している場合、他の工事の工期が当該工事の余裕期間と重複していてもよいですか。

A9 専任義務を有する配置予定技術者が、他の工事に従事している場合、他の工事の工期末が余裕期間に重複していても問題はありませんが、当該工事の着工日までに、他の工事が竣工し、検査が終わっていることが必要です。※ただし、当該工事及び他の工事間で兼務の承認を受けている場合は、この限りではありません。

Q10 工事の完成日は変更できますか。

A10 工事の着工前であれば可能です。契約工期を変更することになりますので、監督員と協議のうえ、完成日の期限までの間で改めて完成日を選定し、「工期変更承認申請書」（様式1）を提出して下さい。

工事の着工後は原則、工事の完成日は変更できません。ただし、工事内容の変更がある等、特段の理由がある場合に限り、発注者と協議のうえ、当初に設定した完成日を変更することができます。

Q11 余裕期間中に資機材等の発注を行ってもいいですか。

A11 資機材等の発注は可能です。ただし工事の主たる内容が工場製作の場合は工場製作等を工事の着工日までの間に行ってははいけません。

Q12 発注者が提示する全体工期を短縮して契約はできますか。

A12 工事の完成日については、入札公告等に明示した完成日の期限までの間で受注者が任意で選択できますので、全体工期を超える契約はできませんが、短縮は可能です。必要な余裕期間と実工期を確保したうえで、完成日を設定して下さい。

Q13 通常の工事と比べて、契約手続きに違いはありますか。

A13 余裕期間の試行工事では、受注者が工事の着工及び完成日の期限内で定めた着工及び完成日を建設工事請負契約書に記載して下さい。

## 余裕期間制度(フレックス方式)試行工事に関するアンケート

下記の設問に回答をお願いします。

「現場代理人」または「主任(監理)技術者等」の方がご記入ください。

受注者名	〇〇建設(株)
記入者氏名(役職)	〇〇 〇〇(現場代理人)
連絡先電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
工事名	〇〇工事(余裕期間対象工事)
発注機関名	〇〇土木事務所
最終請負額(税込)	27,000,000 円
発注時の余裕期間	3ヶ月
完成日の期限	令和2年〇月〇日
契約日	令和2年〇月〇日
契約時の工期	令和2年〇月〇日 ~ 令和2年〇月〇日 (契約書の着工日) (契約書の完成日)

発注者が記入

**【1】** 余裕期間を活用されましたか？

該当箇所に〇を入力してください

活用した →【3】へ

活用しなかった →【2】へ

**【2】** 余裕期間を取らなかった理由は？(※余裕期間を〇日とした場合のみ記入願います。)

該当箇所に〇を入力してください

余裕期間を取る必要がなかったため。(契約後、速やかに現場着手が可能な体制であった等)

工期が厳しく、速やかに現場着手が必要であったため。

その他 (  )

↑  
その他の場合は、具体的な内容を記載してください

**【3】** 余裕期間制度(フレックス方式)工事を施工して、良かった点はありますか？

該当箇所に〇を入力してください(複数回答可)

作業員の確保や下請企業と調整する準備期間が取れた

資機材を確保(調達)する準備期間が取れた

余裕期間があったことで監理技術者等の配置が他工事と重複せず、当該工事に就くことが出来た

その他 (  )

↑  
その他の場合は、具体的な内容を記載してください

**【4】** 余裕期間制度（フレックス方式）工事の施工にあたり、改善して欲しい点はありますか？

該当箇所に○を入力してください（複数回答可）



工事の始期・終期を決定する時期をもう少し遅くして欲しい（契約時に決定することは難しい）

着手前でも測量など軽微な現場作業を認めてほしい

余裕期間日数をもっと延ばしてほしい

その他（  ）



その他の場合は、具体的な内容を記載してください

**【5】** 今回の工事の余裕期間（日数）は適切でしたか？

該当箇所に○を入力してください



丁度よい

短い

上記の理由（  ）

**【6】** 余裕期間制度（フレックス方式）工事を今後も実施、拡大していくべきと考えますか？

該当箇所に○を入力してください



今後も実施、拡大していくべき

実施すべきでない

上記の理由（  ）

**【7】** 余裕期間制度（フレックス方式）工事を拡大していくうえで課題と考えられる事はありますか？

特にない

課題があるとする

課題があるとお考えの場合には、その課題について具体的に記述願います。



**【8】** 余裕期間制度（フレックス方式）工事を適用して欲しい（あるいは適した）工事はどのような工事ですか？

具体的な工事内容および工種等について記述願います。



**【9】** その他、余裕期間制度（フレックス方式）工事の実施に関するご意見、ご要望があればご記入ください。

アンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。